

田 農 振 第 3107 号
令 和 7 年 2 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田辺市長 真砂 充敏

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 田辺市 (30206) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 三栖地区 (上三栖・中三栖・下三栖) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年1月20日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・三栖地区は、縮小意向の農地面積が31.8haであり、今後さらなる農地の受け手の確保が必要である。
- ・イノシシ、シカ、サルの生息域拡大により鳥獣被害が増加しており、今後対策の強化が必要である。
- ・農地の管理についての取り決めなど、今後話し合っていく必要がある。
- ・農地が宅地化していくなど、優良農地(平野部の農地)が無くなっている実情がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域で多く栽培されている梅、みかんを主要作物に位置づけ、農業を担う者において農地管理体制を確立する。
- ・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みを整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 436 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 436 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内全域を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内の縮小意向の農地について、規模拡大の意向がある農家のほか、地区外の認定農業者や新規就農者に対して担い手として集積出来るよう、市、農業委員会、JA等の関係団体と連携を取り、対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

地区的担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて他の担い手候補への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区内の担い手には一定数で農地集積・集約に向けた意欲があるものの、実際には傾斜地など営農効率性の低い農地が大半を占めている。そのため、優良農地を確保する手段の一つとして「新たな農地造成」等も視野に入れ、農道やため池、用排水路の整備について検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農業委員会、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業者や団体等が存在しないため、JA等と連携しながら農作業受託等の活用の方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

田辺市農作物鳥獣害防止対策事業等を活用しながら、侵入防止柵の設置に取り組む。また、併せて県や市の狩猟免許取得支援を活用しながら、狩猟免許取得者を増やし、有害捕獲をこれまで以上に実施していくと同時に有害従事者の育成について市等と連携を検討していく。

⑦保全・管理等(耕作放棄地対策)

大規模な遊休農地については、和歌山版遊休農地リフォーム化加速化事業、小規模な遊休農地であれば、田辺市遊休農地解消支援事業等を活用しながら、遊休農地の解消、耕作放棄地の防止を推進していく。

別添地図

